



### インボイス対応の最終確認

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されました。

自社の発行する請求書等がインボイスの要件に合致しているか、また、受け取った請求書や領収書がインボイスの要件を満たしているか確認が必要となります。不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することが出来ます。

インボイスの記載要件は以下通りとなりますので改めて確認をして漏れのないようにして下さい。

#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

領収書

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

\* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

### 労務・税務のミニセミナー開催

令和5年9月20日(木)にミニセミナーを開催しました。多くの方に参加いただきありがとうございます。今月も以下の通りミニセミナーを開催いたしますのでご都合がございましたら是非ご参加ください。

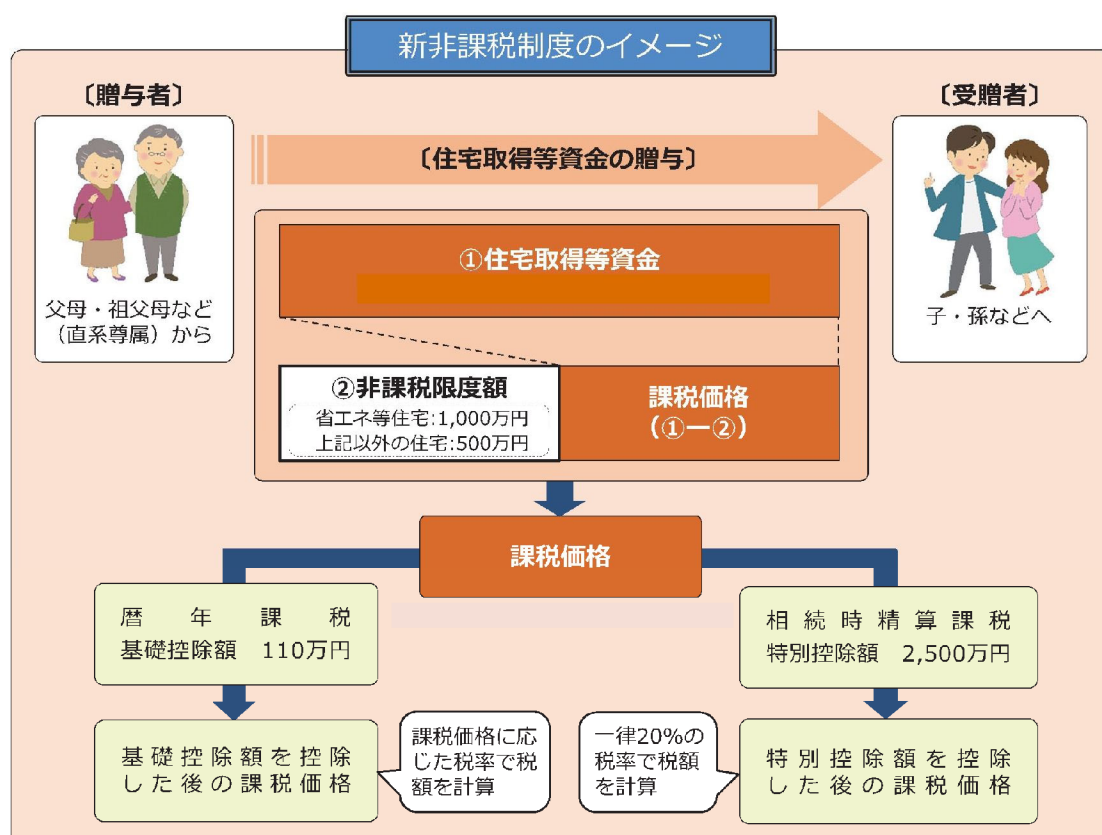
- 日時：2023年10月19日(木) 13:30~15:30 (参加費：無料)
- 会場：ゆいわーく茅野
- 内容：第1部「決算書の読み方③～財務分析をしよう～」  
第2部「徹底解説！助成金セミナー」

## — 住宅取得等資金贈与の非課税 —

今回は、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、下図②の非課税限度額まで、贈与税が非課税となる住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税（以下「住宅取得等資金贈与の非課税」といいます。）について紹介します。

住宅取得等資金贈与の非課税については、平成21年に開始され、適用期間が延長されながら10年以上続く制度となります。令和4年度の税制改正においても、その適用期間が延長され、令和5年12月31日までの住宅取得等資金の贈与について、この非課税制度が適用できることとなりました。

しかし、令和6年以降について引き続き延長されるという税制改正が行われていないため、残り3ヶ月で制度が終了する予定ですので、あらためて住宅取得等資金贈与の非課税について確認します。



(国税庁HPより)

- **所得要件**：贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）
- **新築等に係る期限の要件**：贈与を受けた年の翌年3月15日（令和6年3月15日）までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと。
- **申告要件**：贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び添付書類を納税地の所轄税務署に提出すること。
- **適用期限**：**令和5年12月31日までの贈与**

※上記以外の要件もありますので、適用にあたっては専門家にご相談されることをおすすめします。  
(坂本憲彦)



### Q 売掛金が回収できなくても損失にできないことがあるの？

売掛金等の債権が回収できなくても、税金の計算上、損失にできない場合があります。

#### 1. 「貸倒損失」が計上できるケース

税金の計算上、貸倒損失を費用（損金）処理できるケースは、下記の3つのケースに限られています。

##### (1) 法律上の貸倒

債権の全部又は一部が法的手段等（会社更生法等）によって切り捨てられた場合。

##### (2) 事実上の貸倒

債権の全額が債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能となった場合。

##### (3) 形式上の貸倒

債権者との取引停止後、1年以上経過した場合等。



#### 2. 貸倒損失計上のポイント

##### (1) 費用計上（損金算入）時期

貸倒損失として処理をすべき事業年度は、その事実が生じた事業年度又は、明らかになった事業年度となっており、計上時期が誤っていると、損金算入が認められない場合があります。

##### (2) 寄付金

回収可能性がある債権を貸倒損失として処理した場合、寄付金とみなされ損金算入に制限がある場合があります。

### Q 貸倒に備える「貸倒引当金」とは？

貸倒損失が発生すると、場合によっては、発生した事業年度に多額の損失が発生します。そのリスクに備え、損失になるかもしれない金額を予想して、あらかじめ計上しておくことができます。これを「貸倒引当金」といいます。

#### 1. 貸倒引当金の対象となる金銭債権

##### (1) 貸倒引当金の対象となる金銭債権

売掛金、貸付金、受取手形、未収入金等。

##### (2) 貸倒引当金の対象とならない金銭債権

前払金、立替金、前渡金、保証金、敷金等



#### 2. 貸倒引当金の計算方法

法人税法では、貸倒引当金について、引当てできる金額（繰入限度額）を定めています。その計算方法は、次の通りです。

##### (1) 個別評価

貸倒引当金の対象となる債権の中でも回収できない可能性が極めて高く、更生計画認可や再生計画認可の決定がなされたなど一定の要件を満たすものについて、その金額の50%。

##### (2) 一括評価

上記、個別評価金銭債権に該当しない貸倒引当金の対象となる金銭債権に一定の率を乗じた金額。

(橋本健治)

# 令和5年分 所得税確定申告のお知らせ

## ■早期提出にご協力ください

令和5年分の所得税確定申告の提出期限は、令和6年3月15日（金）です。過去の整理・精算である確定申告を早く終わりにし、お客様には令和6年度に気持ちを集中していただくため、当事務所では早期提出の取り組みを行っております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## ■令和5年分 所得税確定申告のご案内

前回、当事務所で確定申告をお引き受けしたお客様宛に、担当職員より順次ご連絡、ご案内を差し上げます。ご準備から申告手続きまでの間、ご支援させていただきます。

## ■必要資料のご準備をお願いします

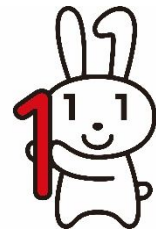
例年10月から、社会保険料、生命保険料、地震保険料等の「控除証明書」が本人宛に郵送されますので保管をお願いします。事業をされている方につきましては、事業に関する各種帳簿や請求書、領収書などの準備が必要になります。

医療費控除を受ける場合、医療費の領収書や、「医療費のお知らせ」などの医療保険者から交付を受けた医療費通知などが必要となります。通院の際に公共交通機関を利用した場合、その交通費も医療費控除の対象となります。また生計を一にし、扶養している家族の分も対象となります。あらかじめご用意をお願いします。

## ■マイナンバーのご準備をお願いします

新規に確定申告を当事務所へご依頼いただく場合、マイナンバーのご用意をお願いしております。申告手続に必要となりますので、ご提供をお願いいたします。

(北原隆幸)



## 職員コラム

## ～月光浴～

岡本由依

残暑が残りつつも、秋が深まってきましたね。先日十五夜を迎え、お月見を楽しまれた方もいらっしゃるかと思います。今回はお月見にちなんで「月光浴」についてお話したいと思います。

私たちの日常生活は常に光と騒音に包まれています。しかし夜になると静寂に包まれ、空は美しい月明りで照らさせます。そこで月明りの下に出てみるのはいかがでしょうか。

月光浴は、ストレスホルモンの減少に寄与し、リフレッシュ感を高めるといわれています。さらに月明りを浴びることで、体内時計が調整され、自然な睡眠サイクルが促進されるとされており睡眠の質を向上させるそうです。

月光浴はシンプルで、誰でも実践できるリフレッシュ法です。

次の満月は10月29日です。月明りの下で静かな時間を過ごし、ゆっくりと過ごしてみるのはいかがでしょうか。

